平成２８年（フ）第７８３号
札幌市東区北丘珠４条１丁目13番１号
債務者　小関　康市
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椎木　仁美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８６号
埼玉県越谷市東大沢１丁目43番地６　メゾンサンパール201号
債務者　白川　純也
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根本　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
埼玉県越谷市東大沢１丁目43番地６　メゾンサンパール201号
債務者　白川美由紀（旧姓藤塚）
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根本　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２１９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大塚260番地１
債務者　木村　博之
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大塚260番地１
債務者　木村　　茜
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
愛知県一宮市木曽川町黒田字篭守西127番地２　シャトーハイツ２－Ｂ号
債務者　小野寺建築工房こと　小野寺賢高
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福谷　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第７４号
岐阜市本荘西２丁目35番地２（日光ビル202号室）
債務者　齋藤　**隆**義
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長屋　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月30日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２７号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋８丁目32番地、前住所岐阜市早田本町１丁目53番地
債務者　電気工事ＨＯＮＤＡことＨＯ・Ｎ・ＥＸＴこと　本田　　洋
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乾　美恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月30日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２０号
愛知県刈谷市築地町１丁目35番地３
債務者　矢野　正義
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
静岡県三島市南二日町５－41特別養護老人ホーム南二日町、住民票上の住所静岡県沼津市上香貫三貫地1247番地の３
債務者　劔持　菊子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本喜三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５１０号
札幌市北区あいの里１条６丁目２番１－201号
債務者　杉村　久春
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３７号
札幌市厚別区厚別中央３条１丁目４番15号　厚別中央クラブハウス101
債務者　宿院　裕真
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５７号
札幌市白石区栄通13丁目５番12号　セゾンハイツⅠ－101号
債務者　白倉　一弘
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５４号
札幌市豊平区中の島１条２丁目２番14号　シティハイツ若山303号
債務者　田中いく子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４７号
千葉県市川市宮久保３丁目22番26号（岡野谷ハイツ202号）
債務者　北村　佳右
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２４８号
千葉県市川市宮久保３丁目22番26号（岡野谷ハイツ202号）
債務者　北村　文江
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４号
静岡県沼津市鳥谷530番地の９
債務者　前田久美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係